

令和3年10月20日（水） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○協議事項

◎議長挨拶

- 議題 1. 新年度予算（議会費）について
2. 令和4年定例会の日程について
  3. 議員研修について
  4. 令和3年第4回定例会の議事運営について

※ 地方議会における個人情報保護に係る対応について

※ 委員会室前のガラス扉の撤去について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 おはようございます。決算特別委員会は、大変お疲れさまでございました。また、意見交換会も各常任委員会前に行っていたいただいているお忙しい中、本日の会派代表者会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が解かれておりますが、本日も三密防止策をして、皆様の御協力の下、進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議題に入らせていただきたいと思います。



議題1. 新年度予算（議会費）について

○【青木健議長】 まず、議題1、新年度予算（議会費）についてでございます。事務局長から説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、令和4年度の議会費の予算について御説明をさせていただきます。会派代表者会議資料No.14を御覧ください。新年度予算は、令和3年度予算と比較しまして、56万3,000円増の3億318万3,000円となっております。新年度予算には、おおむね例年と同様の経費を計上しているところでございます。

なお、議員共済会給付費負担金の来年度の掛け率の通知が現時点ではまだ明示されておりませんが、令和3年度と同額としております。通知が参りましたら、来年度の掛け率で算出した数値にさせていただきますたいと存じます。

主な変更点につきまして、議会事務局次長より御説明させていただきます。

○【古沢議会事務局次長】 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議会費の令和4年度予算案について、増減の主なもの、また、変更点などについて御説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。一番下になりますが、議会費の合計は、本日10月20日現在におきまして、3億318万3,000円で、令和3年度当初予算に比べまして、56万3,000円のプラス予算案となっております。

資料の3ページをお開きください。2の議会事務局会計年度任用職員報酬等につきましては、報酬単価が1,030円から1,050円に変更になったことに伴い、今年度の予算の積算における出勤日数で計算を致しまして、3万2,000円の増額となっております。なお、令和4年定例会の日程が本日確認されますことから、その日程を踏まえまして、今後、出勤日数を調整し、金額を変更させていただきたいと思っております。

次に、3の議会運営事業費につきましては、現時点では予算額を令和3年度と同額としておりますが、議員共済会給付費負担金につきましては、先ほど局長からも御説明をさせていただきましたが、例年、11月に市議会議員共済会から通知が参りまして負担率が決定いたしますので、金額が決定いたしましたら、変更をさせていただきます。

次に、4の議会活動経費につきましては、合計では3万4,000円の減額でございます。報償費につきましては、令和4年度は議員視察研修を予定しておりますので、講師謝礼がマイナス8万円の減額となっております。また、旅費の増額分と致しまして、特別旅費で全国都市問題会議の交通費について、令和4年度は開催場所が長崎県長崎市となったことによりまして、4万6,000円の増額となっております。

次に、5の議会報発行事業費につきましては、52万8,000円の減額で、令和4年度は役職改選期ではないことから、議会だよりの発行回数が5回から4回になり、音訳謝礼、くにたち市議会だよりの印刷製本費、配布委託料がそれぞれ減額となっております。

6の会議録作成事業費につきましては、常任委員会等の開催時間数の増を見込みまして、会議録の印刷ページ数及び反訳時間数等の増を見込みまして、55万7,000円の増額となっております。

7の議会情報提供事業費につきましては、令和3年度当初予算と同額とさせていただいております。

最後に、次ページ、4ページをお開きください。8の議会事務費につきましては、新型コロナウイルス対策用品等の消耗品の購入経費及び封筒印刷部数の減などによりまして、15万8,000円の減額となっておりますが、本会議場会議システムスイッチパネルの修繕、議会図書室用パソコンの購入等によりまして、69万4,000円の増額となり、差引きで、全体では53万6,000円の増額となっております。

改めまして、現時点の議会費合計は、令和3年度と比較いたしまして、増額分は132万9,000円、減額分はマイナス76万6,000円で、全体の増減額は56万3,000円の増額となり、率に致しまして、0.2%の増でございます。令和4年度予算案の概要説明は以上でございます。御協議のほど、よろしく願います。

○【青木健議長】 ありがとうございます。新年度予算案については、いかがでございましょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 内容については、持ち帰って検討させていただくとして、何点か質疑したいと思うのですが、まず、4番の全国都市問題会議の交通費についてです。今年度はキャンセルされたと思うんですけども、キャンセルのときは、交通費はキャンセル料がかかるんでしょうか。

○【古沢議会事務局次長】 キャンセル料というものは、特に発生しておりません。

○【重松朋宏議員】 分かりました。次に、6の会議録作成事業費についてなんですけれども、本会議、委員会等で時間が見込み増になっているのは、どういう要因でしょうか。

○【古沢議会事務局次長】 これは、今年度もそうかと思うんですが、比較的、会議の時間数が延びている傾向がございまして、そちらを踏まえまして、来年度につきましても、少し多めに見させていたいただいているといったところでの積算になってございます。

○【重松朋宏議員】 分かりました。質疑の最後として、8の議会事務費の議会図書室用のパソコン買換えということなんですけれども、現状のパソコンを、私は今のところ、そんなに差し障りないかなとも思うんです。これは買い換えないと、もう駄目なんですかね。

○【古沢議会事務局次長】 パソコンの買換えにつきましては、まず、今あるパソコンが平成25年度に購入したものとなっております。こちらのOSのサポート期間が2023年1月10日に終了といったことがございまして、ここで買換えをさせていただきたいといったことの御提案でございます。

○【重松朋宏議員】 ということは、今年度中は、1月から買い換えるまではサポートがない状態になるということなんですかね。

○【古沢議会事務局次長】 23年ですから、まだございます。

○【重松朋宏議員】 大丈夫なんですね。分かりました。

1点だけ提案で、御検討いただければと思うのは、委員会室の執行機関での利用なんか、コロナ禍でよく使われるようになっていまして、机が移動しにくくて、非常に使いづらくなっているんじゃないか。これは、我々、議会もそうなんですけれども、いつも議会事務局や執行部の職員さんが、準備のためにかなり時間も取って、大変な思いをしてレイアウト変更されているのを見ます

と、これは恐らく、購入して40年ぐらいたっていると思いますので、もう少し使いやすい委員会にできるような、什器、机の購入などをそろそろ検討していただければと思います。

○【内藤議会事務局長】 議員さんがおっしゃるとおり、今、執行機関のほうにも使っていただいているという状況もありますし、議会としても、様々な形態で利用しているところですので、私どもも事務局としまして、ここ数年は総務のほうに、職員の腰への負担等もありますので、買換えの要望とございますか、お話をしているところではございます。以上でございます。

○【青木健議長】 よろしいですか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 あわせて、会派の中で、本会議場の椅子も何とかならないだろうか。あれもずっと使い続けているのはいいんですけども、非常に使いづらいなど。これも40年ぐらいい使い続けていると思うんですけども、もう少し使いやすい椅子に変更できないだろうかという意見が会派の中でも出ておりますので、申し上げておきます。

○【青木健議長】 御意見は承っておきます。

ほかにかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、この資料のとおり確認させていただきます。

なお、議員共済会給付費負担金につきましては、共済会の掛け率の通知がありましたら、数値変更させていただきますことと、その他軽微な調整は御了承いただきたいと思っております。また、明確な変更を伴う場合には、再度、会派代表者会議で確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



## 議題2. 令和4年定例会の日程について

○【青木健議長】 続きまして、議題2、令和4年定例会の日程についてに入らせていただきます。それでは、局長より御説明願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、令和4年定例会の日程について御説明をさせていただきます。

会派代表者会議資料No.15を御覧ください。日程につきましては、従前を参考に致しまして、作成しているところでございます。令和4年は、ほぼ従前のおりの日程案となっているところでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○【青木健議長】 ありがとうございます。議会事務局長から説明がございましたとおり、従前のおりとなっておりますが、皆さん、いかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 私から、2点、御検討願いたいことがあります。1つは、従前から提案しておりました、前回は決算特別委員会だったんですけども、予算特別委員会も含めて5日間に平準化できないか。議会の会議に拘束される時間そのものは変わらないんですけども、それを1日当たりの時間と対応することを限定することによって、職員さんとしても、議員としても、時間の使い方が、非常に見立てがしやすくなるので、予算特別委員会も含めて御検討願えないかということが1点です。

次に、もう1つが決算特別委員会についてです。3定が、この間、始まるのが早まっているんですけども、決算特別委員会は10月の中旬ということで固定されておりますので、ここ数年、3定が終わってから2週間、間が空くようになってきているんですけども、間が大分空くと、議会の流れの中でちょっと途切れるようなところがありますので、3定と決算特別委員会の間の期間を短縮できないかということが1点です。

それから、10月には、市当局は予算編成に入っている段階で、12月議会の4定の冒頭で決算認定ということになりますと、もう予算編成がほぼ終わるところで認定ということになりますので、10月の決算特別委員会が終わって、おおむね1週間ぐらいの間に本会議を開催して、そこで決算認定をしていくようにすれば、執行機関の予算編成についても、一定の議会からの意見を出せるようになるのではないかと。3定の最終本会議を10月の半ばぐらいに設定できないかという提案です。以上です。

○【青木健議長】 2点ではなく、3点ですね。

○【重松朋宏議員】 失礼しました。

○【青木健議長】 御要望を出されまされたけれども、まず1点目、予特、決特について、4日間ではなくて5日間にできないか。これは、前回御提案をされていると思いますが、この件について御協議いただいていると思いますので、いかがでしょうか。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 今回の決算特別委員会としても、また、令和3年の予算特別委員会でも、特に4日間で不都合がなかったんですよ。5日間に延びることでの職員の負担というのもやはりあると思いますし、そういったことを考えると、今、時間上、必ずオーバーしてしまうとか、時間内に入らないというようなことがないのであれば、やはり今のままで不都合がないんじゃないかと考えますので、特に5日にする必要はないのではないかなと私は考えています。

○【高原幸雄議員】 私たちのほうは、要するに、議員1人の持ち時間を、今は大体10分か。10分をもう少し増やせないかと考えると、日程を1日延ばすことによって、どれぐらいそれが可能になるかということも、ぜひ考えておく必要があるなというふうに意見を持っておりますけれども、今の重松議員の意見は、要するに、4日間の日程を、特別会計は別にもう1日というか、一般会計のほうの日程を延ばせという意味なんですかね、そういう意味では。

○【重松朋宏議員】 質疑時間の拡大については、また別の議論になろうかと思うんですけども、4日間を5日間にすることで、例えば1日目は当局の説明だけの日で、2日目から5日目を、それぞれ、歳入の質疑だけの日、一般会計の歳出の前半の質疑だけの日、後半の質疑だけの日、特別会計の質疑の日ということで、その日その日で……（「区切りをつけると」と呼ぶ者あり）行うことを特定することによって、例えば職員さんで、一般会計の後半に関わるような、教育ですとか都市計画、まちづくりの担当の課長さんは歳入のときも待機されていると思うんですけども、歳入の質疑が2日間にまたがってしまうと、逆に拘束される日にちが増えていく現状があるのではないかとと思うので、それらも含めて整理することで、時間の使い方が合理的になるのではないかと提案です。（「なるほど」と呼ぶ者あり）

○【小口俊明議員】 今の説明も併せて考えるときに、私も遠藤議員と同じ意見、私どもの会派の意見としても、特段、現状のまま、4日間で不都合はないと考えます。そして、今の説明のように、その日にやることを限定してというような考え方のようでもありますけれども、これはそもそも、いわゆる日数を多く取ることによって行政の負担が増えていくという認識の下で、一人一人の議員の質疑の時間が確定をしている中で、それをいかに短い日数で、時間内で、つまり、17時までの間に委員会の会議を収めることができるのかということによって組み立ててきたこれまでの取組の結果でこういう日程になっているんだろうと理解しますから、これを大きく変えていくというのは、本来の我々が決めてきたことと大きくずれていってしまいますし、また、変えるだけの特段の不都合はないと思います。

○【藤江竜三議員】 変えるに当たって、相当な合理性があればいいと思うんですけども、そういうふうには感じられないということが言えます。また、4日と5日を比べた場合に、5日取ってしま

いますと、やはり会議が長時間化することが懸念されます。紛糾したりすることで、その後に会議が入れられないなどといったことがあると思いますので、やはり中日を空けておくほうが合理的かと考えております。ですから、これを4日から5日にするということは、私ども会派では、まるっきり考えていないところです。

○【青木健議長】 続いて、2点目の3定終了後、2週間程度で決特が開催ということになっていることについてですけれども、この件についてはいかがでしょうか。間隔を短くできないかということですね。3定終了後、例えば半分の1週間であるとか、そういうふうにはできないかということについて、御意見はいかがでしょうか。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 これを早めることで、例えば中に入れてしまったりとか、あとは、1週早めることで、それまで、控室でのレクチャーとか、そういったものを受ける時間が短くなってしまったりとかということ、議論の深まりが浅くなってきてしまうのではないかと思いますので、現状で、コロナ禍の中で決特をやってみて、やはり質疑通告をする中で、いろいろなレクを受けて、それで臨めるという時間的なタイムスケジュールが非常に合ったんだと思うんです。この隙間があったことで、やはり当局としても説明もできたり、議員としても議論が深まったところもあると思うので、逆に、非常によかったんじゃないかなと思うんですね。

なので、来年の決算特別委員会がそうなるかどうかは分かりませんが、ただ、万が一のことを考えると、やはりこのような現状、結果、いい仕組みになっているんだなというところで私は見ていますけれども。以上です。

○【小口俊明議員】 重松議員に確認をしたい部分があるんですけども、先ほどのお話の中で、どちらなのかなと思ったのは、つまり、例えば今我々が見ている表で見ると、10月のところにある決特の日程を、10月の頭ではなくて9月中に前に倒して、そのことによって3定の中に入れるという考え方なのか、あるいは後半のほうでおっしゃった、3定の最終本会議を10月の中旬ぐらいに持ってみたいなお話もされていたので、そのことからすると、決特の日程はこのままにして、3定の会期を後ろにずらす、長くすることによって、決特の結論を3定の最終本会議で決着ができるようにしたいという意味なのか、2つのうちどちらを想定されて提案されているのか私は見えなくなっていて、ちょっとその辺を補足的に説明いただければと。

○【青木健議長】 2点目の提案と、3点目の提案と交ざっている。

○【重松朋宏議員】 そうですね。2点目の提案は、本日、日程案を初めて拝見いたしまして、2週間空いているなというのに気づいたので、御提案差し上げたんですけども、3定が8月中に始まるようになったのって、ここ3年ぐらい、多分、今期に入ってからだと思う。以前は、9月の第1週に始まっていたので、大体、最終本会議が、来年で言いますと、18日からの週に最終本会議が1回入って、1週間置いて決算特別委員会だったと思うんですけども、今回、3定が終わってから大分時間が空いたなという感覚を覚えておりまして、3定で議案の議決をして、2週間というのは大分時間が空いた感覚があったので、それを縮められないかと。

手法としては、決算特別委員会も3定と同じように1週間程度早めるのか、3定を従前のように9月の第1週に始めるのかということにはなろうかと思いますけれども、趣旨としては、議案審議と決算審査の間を、もう少し、1週間程度でよろしいのではないかとということです。

○【小口俊明議員】 分かりました。ということは、2つ目の設問というか、3定と決特の間の日数を少なくするという趣旨のようではありますが、テーマという意味で考え方を申し上げますと、その1

つの手段に決特のスケジュールを前倒しにするということが含まれていましたので、そのことについて意見を申し上げますと、これは、いわゆる当局側、行政側の決算特別委員会の準備は、我々が意見を差し挟むところではない部分がありまして、今の日程になっているということなんだろうと思います。

実際に、決算のいろいろな関係書類、そしてまた、事務報告書等、様々、準備しなければならない多数の書類を適切に、間違いのないように整えていくということからすると、前倒しをしていくのはなかなか難しいんじゃないのかなというふうにも想像するわけでありまして、ですから、10月の初旬に設定されている日程を前に倒していくというのは、ちょっと難しそうだなと思います。

○【青木健議長】 今の小口議員の発言にちょっと関連してなんですけれども、決特についてなんです、監査委員において決算監査が8月の初旬に行われます。これが終了した後、監査結果について市長に報告をされ、それから、今度は、市長から各部に結果が下ろされることになります。それを見て、当局としては、3定の準備に入っているときになりますので、そこでもかなり仕事が交錯しているという状況下にあると思います。決特が今の10月初旬になったのも、議会からの要請で、日程自体を早めているんです。もうこれ以上、3定と決特ということを見ると、決特を早められるということについては、当局は対応が難しいという意見を以前頂いているという記憶が私のほうでありますので、決特自体をさらに1週間前にするということについては、かなり難しいのかなと。それによって、必要以上に職員に負荷をかけてしまうことになるとおもうので、決特の日程の移動については、私のほうでは、この議論の中には入れないでいただきたいと思いますので、その点をお願いをしておきます。

それを踏まえて、さらに御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 相当、すごく便利になるというのであれば、変える御意見に賛成なんですけれども、根拠というところが、いまいちぴんとこないなというところがありまして、中に入れるのも、繰り上げていくのも現状する必要はないのかなと考えております。

○【青木健議長】 それでは、今、3点目のことについてもちょっと触れられておりましたので、決特終了後、もともとの重松議員の御意見としては、1週間程度で臨時会を開いて、決特についての採決を行うべきだということの御意見でございましたけれども、それをしなくて……

○【重松朋宏議員】 臨時会ではない。

○【青木健議長】 臨時会という言い方をされてました。

○【重松朋宏議員】 本会議です。

○【青木健議長】 臨時会ですよ。

○【重松朋宏議員】 3定の日程を、昔のように、一旦、議決するものは9月中にやっておいて、再度。

○【遠藤直弘議員】 2回やるということ。

○【小口俊明議員】 いやいや、会期を延ばしちゃう。

○【青木健議長】 会期を延ばす。

○【重松朋宏議員】 今年の2定のようなイメージです。

○【高原幸雄議員】 決算認定だけの本会議をやるということなんでしょう。

○【小口俊明議員】 そうでしょう、結論は。

○【青木健議長】 会期を延ばして。

○【高原幸雄議員】 だから、会期を全体的にやってみると。

- 【青木健議長】 ということは、先ほど出ていた3定の会期内に決特を入れるということ。
- 【遠藤直弘議員】 そういうことですね。
- 【小口俊明議員】 そういう話。
- 【青木健議長】 ということになりますと、これについては、もう反対という御意見が出ておりましたので。
- 【重松朋宏議員】 1週間空けるという話とは、また別の話で。
- 【青木健議長】 重松議員からのそのメリットというものについては、そうしたほうが、当局が決算での附帯の意見を入れて予算編成ができるのではないかということだったんですけれども、と言われても、決特において採決は委員会内でできて終わって本会議で、地方議会は本会議主義になりますので、本会議において採決をすることが正式な採決の決定になるわけで、結果については当局は分かっているんじゃないですか。重松議員。
- 【重松朋宏議員】 賛否の結果ではなくて、やはり当局が新年度予算をするに当たって、議会からの意見というのは、決算特別委員会での質疑もそうですけれども、やはり最終的には本会議上での各会派からの討論、これがすごく次年度の予算編成にそれなりに影響を与えておく必要があるんじゃないかなと。それが12月、4定の冒頭ですと、もう当局はほぼ固まった段階ですので、それより以前に議会としてそれぞれの会派ごとの決算に対する討論ができないかと思ったんです。
- 【青木健議長】 ということだそうですね、いかがですか。
- ということは、3定の会期自体が長くなるということですね。それで、3定の中に決特を入れるということになります。
- 【高原幸雄議員】 そうか。3定の最終本会議でやっちゃおうということか。
- 【青木健議長】 そういうことです。
- 【遠藤直弘議員】 最終本会議を2回やるということ。で、一般の……
- 【小口俊明議員】 2回じゃない。
- 【重松朋宏議員】 最終ではないですけれども。
- 【青木健議長】 それは手法の問題になるので。
- 【高原幸雄議員】 最終本会議を延ばすだけでしょう。
- 【青木健議長】 ええ、一般議案……
- 【遠藤直弘議員】 一般議案の本会議と、そういうことだね。それで、最終本会議を。
- 【青木健議長】 と分けるというやり方もあるし、4定でやっている次第みたいに、議案の途中に入れてくるということも考えられるというふうになりますね。
- 【遠藤直弘議員】 もう一度、すみません、確認なんですけれども、本会議を2回やるということですよ。
- 要は、9月の例えば、この表で言えば、16日に一度やり、そして、10月の13日ぐらいにもう一度行うということの間違いないですか。
- 【重松朋宏議員】 私のイメージの中ではそうなんですけれども、臨時会という手もあるかなとは思いますが……
- 【青木健議長】 先ほど、臨時会という言い方をされていました。
- 【重松朋宏議員】 臨時会でもいいかな、どちらでもいいんですけれども、ただ、臨時会の場合は、議会を招集するのは市長の権限なので、臨時会の場合だとちょっと手続が思い至らないので、定例会



の中で、その代わり、本会議を2回に分けて、従前の議決する本会議と、決算の認定を行う本会議を分けてはいかがでしょうかということです。

○【青木健議長】 会期の大幅な延長ということです。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 私も討論は大事だと思うんですけども、重松議員が先ほど、もうそこで固まっているというお話があったんですけども、私はそうは思っていなかったの、やはり議会の中の発言というのは当局は重く受け止めるべきだと思いますし、例えば固まっていた、多少の案があったとしても、それは議員が意見を出すことでの、もう一度見直しというのは行うべきだと思います、討論をないがしろにするような行為はあってはいけないと思いますので。それは逆に、そのところは、もしも重松議員がそうおっしゃっているとおりなのであれば、それはちょっといかがなものか考えなきゃいけないと思いますので、逆のことでね。なので、私は今までのとおりで問題ないと思いますし、また、討論をないがしろにするような当局なのかどうなのかも、逆に確認はしたいなと思います。私はそうじゃないと思っているんですけども、その思いで討論をさせてもらっています。

○【青木健議長】 ほかにいかがでしょうか。申し訳ございませんが、重松議員、現段階において、これは協議が調わないということでございます。ここは決定機関というか、採決をする機関ではありませんので、全会一致を原則として進めております。現段階においては協議が調わないということになりますので、今回については、従前のおりの日程で確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 ぜひ持ち帰って検討をそれぞれの会派内でも、今回変わらないとしても、また今後の、議会全体で考えていっていただきたいということもあります。これは12月議会で本会議で最終確認だったかなと思うんですけども、あと1か月半ございますので、ちょっと皆さんの会派でも御検討いただければと思うんですが。

○【小口俊明議員】 もしこの件を持ち帰りということであるならば、現状の12月の4定の冒頭で討論を行うという現状では、予算組みに関して不都合であるという明確な情報を持っていないんですね。我々は持っていない。重松議員は独自の調査でそういうのもあるかもしれないけれども、先ほど遠藤議員もおっしゃったように、これは行政としても、しっかり議会の討論は受け止めて修正をかけ対応してくれているはずだという前提に立ちますから、それがそうではないんだということでない、持ち帰りようがない。協議をするそのスタートの論拠が不明確だと思いますから、これを単に持ち帰るということでは何ら進まないかなと思います。

○【高原幸雄議員】 重松議員の提案というのは、言わば新年度予算に関係して、決算審議を通じて、討論をやるころには、ほぼ新年度予算が当局によって固められているという懸念があるということで、懸念まではいかないのかな。（「懸念までいかない」「懸念までいかない、もっと前です」と呼ぶ者あり）そういう疑問があるというか、ということなので、それを改善してもらいたいという、しようという議会としての日程の変更という提案だと思うんですけども……（「根拠が定まっていない」「根拠が薄過ぎる」と呼ぶ者あり）私たちが会派でちょっと議論させてもらいたいなと。今、重松議員のほうでも、今回の結論というんじゃないけども、今後、議会として、そういう議論をして結論を出せばという言い方なので、ぜひ会派に持ち帰って検討したいなと思います。

○【小口俊明議員】 重ねて申し上げますけれども、その議論の根拠が定かでないものについて、我々は持ち帰って議論をする理由がないと思います。

○【青木健議長】 ちょっとお待ちください。それでは、私からの提案になりますけれども、議長と

して、この件について持ち帰って御議論くださいということは、現段階においては、今回は皆さんにお願いできる状況ではないということでありますので、これは御議論される、されないは、それぞれの会派で御自由にお願ひしたいということではいかがでしょうか。よろしいですか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 その前提として、当局のほうで、予算編成をどのスケジュールでどう進んでいるのかということの確認は、この場でさせていただけたらなと思いますので。我々で明らかになっているのは……

○【青木健議長】 ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。

○【重松朋宏議員】 もう8月には経営方針が出て、我々には出てこないんですけども、10月、11月には次年度の予算編成についての各課での検討がもう始まって、財政当局のほうに予算案、各課の予算要求というのがされる締切りがいつなのかというのは私も存じ上げませんが、12月の冒頭ではそれもほぼ終わっている、査定に入っている時期だと思いますので、そのスケジュールの確認をされた上で、議会の討論というのがどう参考にされているのかということの確認をさせていただければと思っております。

○【青木健議長】 ちょっとお待ちくださいね。今のですと、予算編成の進行状況を確認させるということになりますので、ちょっとこれは私のほうから言うというのは難しいのかなと。議会として、それを要求するのはちょっと違うなという感じがしますが、遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 これは大本だと思うんですよ。要は、議会の話、議会の話というのは市民の話だと思うんですけども、それをしっかりと、当局が話を聞くための期間を議会として置いて、それで審議をして、そして討論を受けるということ、それを疑い始めたら、これは私たちの存在意義という話になってくるので、それを確認してくれというのは、今まで何だったんだという話になりますから、それは違うでしょうと思います。我々の存在意義は何なんですかという話になりますから。だから、それを確認してくれというのは、今までの私たちは何だったんだという話になりますから、ちょっとそれはやめたほうがいいんじゃないかなと。逆に、もしも万が一、そういうことがあるのであれば、それは許し難きことだと思いますし、それは市民に対して国立市役所がどういうふうな立場に立っているのかということまでなってきましたからね。ですので、その辺りの確認というのはできません。できないというか、当たり前なんです、議会の意見を聴くのは。なので、それが民主主義で、そういう仕組みでのとってやっているわけですから。ですので、その確認というのはしない、ばかげた——ちょっと言葉悪いですね、そんなことはあり得ないです。確認することもです。

○【青木健議長】 今の重松議員の御意見を入れていくということになりますと、これは予算を組む段階において議会が口を出していくことになりまして、それによって予算編成が遅れていくということも十分考えられるということでございます。それと、その議会の対応ということで、職員にも新たな負荷をかけてしまうということにもつながると思いますので、私としては、この件については当局にお伝えするということではできないと思います。あわせて、我々には予算編成前において予算要求をしていくということもでございます。それを十分に使っていただいて、なお、組み上がった予算について、何でこれが入っているんだ、入っていないんだということについては御議論いただきたいというふうに議長としてはお願ひしたいと思います。重松議員。

○【重松朋宏議員】 確かに予算の調製をする権限は長の権限ですので、そこに議会が制度として介入することはできないんですけども、一方で、議会基本条例に、決算の審査は、予算調製に資するよう努めるという旨を入れたその意味というのは、決算審査、これは質疑だけではなくて、私は討論

も含めてだと思えますけれども、それを受けて長が予算を調製するということだと私は認識しているんです。そのためには、質疑を10月の頭にやって、そこから2か月近く寝かせて、12月の冒頭の討論で決算に対する各会派の評価をするというのはあまりにも時間が空き過ぎなのではないかということです。長の権限に介入すべきという趣旨ではございませんので、ぜひ、その点も踏まえて御検討いただければと思います。

○【青木健議長】 そういう御発言でございますが、議長としては、今、考えられることというのは多分に介入していることになると思いますので、私として、この件について当局に申し上げるということは、現段階においてはできないという判断をさせていただきます。

すみません。いろいろ御議論いただき、ありがとうございました。様々な御提案を頂きましたことには感謝申し上げますが、残念ながら、協議が、意見が調いませんので、この件については従前のおりの日程で確認をさせていただきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

すみません。ありがとうございました。



### 議題3. 議員研修について

○【青木健議長】 それでは、3点目と致しまして、議員研修についてに入らせていただきたいと思います。

今年度は、講義型の研修の年に当たります。コロナ禍におきまして、なかなか日程が難しい状況でございましたが、そのような中、副議長とも相談を致しまして、私の議長所信表明でも述べさせていただきましたハラスメントに関する研修、特に法制面から見た議員の対応に力を注ぎたいと考えております。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況もございますので、1月の開催に向けて状況を見ながら進めさせていただきたいと考えておりますが、皆さんの御意見はいかがでございましょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、1月中にハラスメントに関する研修を実施させていただきたいと思えます。講師につきましては、正副議長に御一任を頂いてもよろしいですか。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、そのように確認をさせていただきました。



### 議題4. 令和3年第4回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 続きまして、これは私からの提案でございますが、議題の4と致しまして、12月議会、第4回定例会の議事運営の方法についてです。現時点では、新型コロナウイルス感染症については、一時の状況からはピークアウトしているのかなというような判断ができると思えますが、今後、寒くなるに従いまして、やはりウイルスの活動というのは活発化してくるということも専門家では言われております。

そこで、まず、一般質問についてですけれども、今、行っている質問者が替わるたびの入替え、議員の入替え制をさせていただきたいと思っております。それと、事前通告についてなんですけれども、議案についての事前通告、補正予算につきましては、対象範囲が広いということがございますので、これは事前通告をしていただきたいと思います。なお、陳情も含めましてその他議案につきましては、

これは事前通告はなしでもよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。小口議員。

○【小口俊明議員】 今、議長がおっしゃったように、現状の認識としては、前の検討の段階からの経過という意味では、非常にコロナ禍も落ち着いてきている、緊急事態宣言も解除になっているという認識でおります。そうした中での御提案だと思っておりますので、それがもし次の定例会まで同じ傾向で継続、推移するか、あるいは、それ以上に改善されるということになれば、これは現実的にそういう対応でよろしいのではないかなと思います。なので、この場で確定というよりは、もう少し推移を見て、悪化をしていかないという、悪くなっていかないということが確認できたならば、皆さんで同意して、今、御提案のあった、なるべく通告をしないで一般議案はやるという方向性に持っていくことも可能だろうなとも思っております。一旦これは持ち帰って、また推移を見るという方向を私どもは提案したいと思います。

○【重松朋宏議員】 議長の提案に、私は同意します。確かに補正予算以外の議案については、大体、担当説明員はほぼ固定されるので、事前通告することによって、事前のどのような質疑をするんですかという質疑取りでかなり密な状況がかえって逆に生まれてしまう状況があるのかなというのも思いますので、コロナ対策という意味では、補正予算以外は必要ない、入替えにならないので必要ないのではないかなと思います。

あと1点、最終本会議の予備日を1日、一、二週間後に置くということについては、今回はしないでみようということでしょうか。私も新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザ等もはやる時期で、これまでも最終本会議でインフルエンザで出席できなくて議案の賛否がちよっと変わったというようなことも過去ありましたので、入れておいてもいいのかなとも思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○【青木健議長】 実は、その件について、先ほど小口議員が言われたように、一応提案をさせていただいて、基本的にお持ち帰りいただくかなと考えていましたので、そこについては、やはり今後の感染症の推移を見ないと判断できないことでもありますので、現段階において、こういうふうな案ということについて、私は決めておりません。

では、今、重松議員が言われた予備日の設定についても併せてお持ち帰りを頂けたらと思いますが、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかはいかがでしょうか。では、そういうことでお持ち帰りを頂いてお願いをしたいと思います。



#### ※ 地方議会における個人情報保護に係る対応について

○【青木健議長】 続きまして、これは情報提供ということになるんですが、地方議会における個人情報保護に係る対応についてを、議会事務局長から御説明願いたいと思います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 全国市議会議長会からのデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に向けた地方議会における個人情報保護に係る対応についてという御通知、厚い資料でございます。御覧ください。

通知にも記載のとおり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が5月に公布をされました。これによりまして、地方公共団体の執行機関には、今回の法律改正による新たな個人情報保護法が共通ルールとして直接適用されることとなりますが、議会は共通ルールの適用対象から除かれているということでございます。このため、個人情報保護法の改正規定の施行の令和5年5

月までに、議会における個人情報保護に関する条例の制定等々、その取扱いについての対応をする必要がございます。全国市議会議長会としまして、今年度末以降に参考となる資料等の情報提供を順次していただけるといふ御通知でございます。以上でございます。

○【青木健議長】 説明が終わりました。実は、これは私、2回、目を通したんですけども分からない、非常に分かりづらい内容でございます。一応、これは現段階では、申し訳ございませんけれども、内容に入るといふことではなくて、情報提供といふことでお持ち帰りを頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。小口議員。

○【小口俊明議員】 この段階で分かる範囲ですけれども、議会が対象から外れているといふことのようなんですね。今の情報提供といふもので、この「議会は」といふのは、我々地方議会はなのか国会も含まれている議会なんですか。

○【内藤議会事務局長】 国会も含めまして議会という組織機関が除かれているといふことのようにございます。以上でございます。

○【青木健議長】 よろしいでしょうか。申し訳ございませんが、これは本日の段階では情報提供といふこととどめさせていただきたいと思っております。よろしく御理解のほどお願いします。

なお、この件につきましては、先ほど説明がありましたとおり、令和5年5月までに議会としての対応が必要となるものでございます。今後、全国市議会議長会から詳細な情報の提供があると思っております。また、それも来次第、皆様方にお伝えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。



#### ※ 委員会室前のガラス扉の撤去について

○【青木健議長】 続きまして、最後になりますが、この委員会室前のガラス扉、そこにあるんですけども、この撤去について御報告をさせていただきたいと思っております。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 委員会室前のガラス扉の件でございます。こちらに関しましては故障しておりまして、扉の開閉ができずに、実際機能していない状況が長く続いておりました。修繕には多額の費用がかかるということでございます。また、災害時にガラスということ危険性もありますので、撤去させていただきたいと考えているところでございます。撤去費用につきましては、総務課において庁舎管理費ということに対応していただけるというお話も頂いているところでございます。以上でございます。

○【青木健議長】 ということでございます。閉まっているのを見たことがないという、そういったものでございます。私も1回もありません。いつから、そのような開閉できない状況になっているかも分からないですので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。



○【青木健議長】 それでは、以上でございます。長時間の御協議ありがとうございました。これをもちまして全ての議題と報告を終了とさせていただき、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前10時57分閉会